

インターネットを利用して直接電子申告するか、A4サイズの普通紙に印刷し添付書類とともに申告書を税務署へ提出してください。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
(<http://www.nta.go.jp>)

◆国税電子申告・納税システム(e-tax/インターネット)が便利です
①平成22年分の所得税の確定申告を、本人の電子署名および電子証明書を付して申告期限内にe-taxで行うと、所得税額から最高5千円の控除を受けることができます。

ただし、平成19年分〜平成21年分の確定申告で本控除の適用を受けた方は受けられません。
②添付書類の提出を省略することができ、
所得税の確定申告をe-taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます。(確定申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められることがあります)

③e-taxで申告された還付申告は、早期処理(3週間程度)していただけます。
※詳しくは、e-taxホームページをご覧ください。
(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)
○お問い合わせ
中村税務署
☎35-2135
※窓口のご利用は、午前9時から午後5時までです。
※電話による一般的な相談は、電話相談センター(☎35-2135)で賜ります。

毎年2月は「北方領土返還運動全国強調月間」です。

択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島の北方四島は、歴史上、一度も外国の領土になったことのない日本固有の領土です。

高知県では、2月7日の「北方領土の日」に向けて、北方領土返還要求運動高知県民会議を中心に、問題に対する県民の理解を更に深め、県内における北方領土返還要求運動の一層の推進を図っています。

「国民の声と熱意で四島(しま)返還」

(平成22年度北方領土返還要求運動に関する標語最優秀作品)

○お問い合わせ 北方領土返還要求運動高知県民会議
(☎088-875-1170/☎088-873-0572)

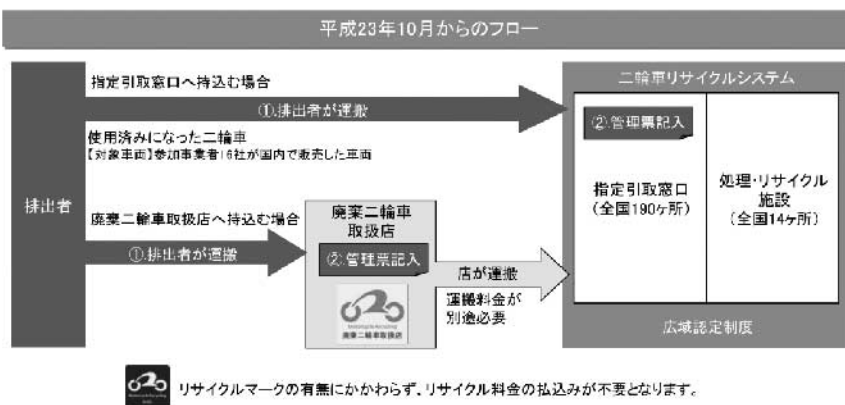
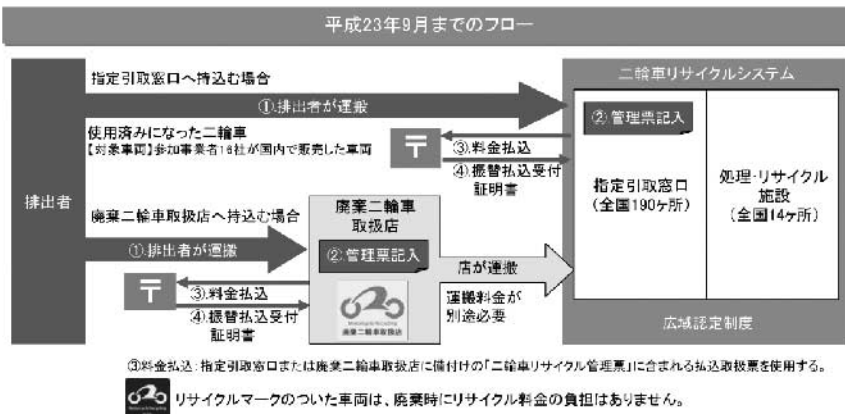
使用済二輪車の廃棄時リサイクル方法

＜リサイクルマーク＞



使用済二輪車リサイクルシステムの運用が開始された平成16年10月以降に出荷した車両に貼付されています。

＜使用済二輪車リサイクルシステムの仕組み＞



平成23年10月より使用済二輪車の廃棄時リサイクル方法が変更されますのでお知らせします。
10月からは、参加事業者が国内で販売した車両は、リサイクルマークの有無にかかわらずリサイクル料金の払い込みが不要(ただし、使用済二輪車取扱店へ持込みの場合、別途、指定引取窓口までの運搬料金が必要)となります。
○お問い合わせ
●二輪車リサイクルコールセンター ☎03-3598-8075
●自動車リサイクル促進センター URL <http://www.jarc.or.jp/motorcycle/>
※手続き、持込先(指定引取窓口・廃棄二輪車取扱店)、リサイクル料金、引取対象・基準などの情報をご案内しております。